



目次

- トピック1 — CECLモデルの下における実効金利の決定
- トピック2 — ASC 325-40の下で会計処理される受益持分に係る、信用状態が悪化した購入金融資産のガイダンスの範囲
- トピック3 — ASC 310-30の下における購入時信用減損資産のプールに対する移行ガイダンスの適用
- トピック4 — CECLモデルの下におけるTDRの会計処理
- トピック5 — CECLモデルの下におけるクレジットカード債権の寿命 (life) の見積り

信用損失に関する2017年6月開催のTRG会合

ジョン・ハワード、スティーブン・マッキニー、ジェニファー・ケーラー、ケビン・ムーア、モーガン・ミルズ、デロイト・トウシュ LLP

2016年6月に、FASBは、現在予想信用損失(current expected credit losses: CECL)モデルと呼ばれる減損モデル(発生損失ではなく予想損失に基づくもの)を米国GAAPに追加するASU 2016-13¹を公表した。この新ガイダンスが発効すると、ASC 326²の下における信用減損の会計処理は大幅に変更されることになる。この新ガイダンスに関するさらなる情報については、デロイトの *Heads Up* 2016年6月17日号を参照されたい。

当 *TRG Snapshot* は、FASBの信用損失に係る移行リソース・グループ(TRG)が2017年6月12日に開催した公開会合の議事録の要約である。このTRG会合は、FASBがそのCECLガイダンスの公表後に出席した初めての会合であった。

信用損失TRGの目的は、FASBとIASBが共同の収益認識基準について討議するために設置したTRGの目的と類似している。すなわち、TRGはガイダンスを公表するのではなく、CECLモデルの導入に関連して発生し得る問題に対するフィードバックを提供する。TRGは、導入に関連して発生し得る問題の分析および討議を通じ、明確化のための説明の提供あるいは追加的なガイダンスの公表等の措置を講じる必要があるかどうかについて、FASBが決定を下すための支援を行う。TRGは、財務諸表の作成者、監査人、および利用者で構成されている。FASBのボード・メンバーもTRGの会合に出席している。また、SEC、PCAOB、FRB、通貨監督庁、FDIC、全米信用組合監督庁、および連邦住宅金融局の代表がオブザーバーとして招かれている。

¹ FASB会計基準アップデート第2016-13号「金融商品の信用損失の測定」。

² FASB会計基準コーディフィケーショントピック326「金融商品—信用損失」。

2017年6月12日開催の会合では、以下のトピックが討議された。

- **トピック1** — CECLモデルの下における実効金利の決定
- **トピック2** — ASC 325-40³の下で会計処理される受益持分に係る、信用状態が悪化した購入金融資産のガイダンスの範囲
- **トピック3** — ASC 310-30の下における購入時信用減損資産のプールに対する移行ガイダンスの適用
- **トピック4** — CECLモデルの下におけるトラブルド・デット・リストラクチャリングの会計処理
- **トピック5** — CECLモデルの下におけるクレジットカード債権の寿命 (life) の見積り

トピック1 — CECLモデルの下における実効金利の決定

背景:償却原価で計上される金融資産の予想信用損失を見積もるにあたって事業者が割引キャッシュ・フロー(DCF)法の使用を選択した場合、ASC 326-20-30-4(ASU 2016-13による改訂後)は、「予想キャッシュ・フローを当該金融資産の**実効金利**で割引く」ことを要求し、「割引キャッシュ・フロー法が適用される場合の信用損失引当金は、償却原価ベースと予想キャッシュ・フローの現在価値の差額を反映していなければならない」としている(強調は筆者)。実効金利(EIR)は、ASU 2016-13において、「金融資産の黙示的なりターン率、すなわち、金融資産の組成または取得時に存在するあらゆる純繰延手数料もしくはコスト、割増、または割引を調整後の契約金利」と定義されている。

関係者は、CECLガイダンスの下で予想キャッシュ・フローを割引くためにDCF法を適用する事業者が、ASC 310-20⁴に従って受取利息を認識するために適用したのと同じEIRを使用すべきかどうかについて疑問を呈している。ASC 310-20の下では、ごく少数の例外を除いて、受取利息の認識の目的上、融資はその契約満期まで未返済のままとみなされる(したがって、予想される繰上返済は考慮されない)。しかし、CECLモデルでは、事業者がDCF法を適用する場合、繰上返済を考慮することが要求される(ASC 326-20-30-6を参照のこと)。結果として、関係者は、受取利息の認識に使用される融資期間と予想信用損失の見積りに使用される融資期間は一致しないと指摘している。

さらに、関係者は、この不一致が特定の異常性をもたらす可能性があるとして指摘している。例えば、額面価額からの割増を含む融資の予想信用損失を見積もるにあたって事業者がDCF法を使用する場合、CECLモデルの目的における繰上返済を想定した割引率を、受取利息の認識の目的における繰上返済を想定しない一連のキャッシュ・フローに対して使用することに専ら関連して、あらゆる予想される繰上返済は割増の認識を加速させるとされる。割増の認識の加速は、1日目の償却原価ベースが予想キャッシュ・フローの現在価値より大きくなるとされることから、信用引当金の増加をもたらす。反対も同様であり、額面価額からの割引を含む融資の場合、予想される繰上返済を含むDCF法の使用は、割引の認識を加速させるとされる。この加速は、1日目の償却原価ベースが予想キャッシュ・フローの現在価値より小さくなるとされることから、引当金を人為的に減少させるとされる。

これらの異常性を説明するにあたり、関係者は、予想キャッシュ・フローの割引に使用されるEIRと受取利息の認識に使用されるEIRの間の不一致が、適切に分離されていない信用リスクをもたらすことを強調した。すなわち、事業者がDCF法を使用して認識する(または、割引が存在する場合において、認識しない)引当金の一部は、予想信用損失ではなく融資期間の不一致に帰属する。このため、事業者がCECLガイダンスの下でDCF法を適用する場合に「繰上返済調整後EIR」を割引率として使用することが認められるかどうかについての質問が、TRGに頻繁に提出された。

³ FASB会計基準コディフィケーション・サブトピック325-40「投資:その他:証券化金融資産の受益持分」。

⁴ FASB会計基準コディフィケーション・サブトピック310-20「債権:返金不能な手数料およびその他のコスト」。

この関係者のフィードバックに対し、FASB スタッフは以下を推奨した。

- 事業体は、会計方針の選択を通じて、CECLガイダンスの下でDCF法を適用するにあたり調整後EIRを使用するかどうかの選択肢を与えられるべきである。事業体は、この会計方針の選択を、「金融債権のクラス」のレベル(ASCマスター・グロスラリーに定義された通り)で行うべきである。
- かかる会計方針の選択を行った場合、事業体は、予想される繰上返済に係るあらゆる変更と一致するよう、調整後EIRを定期的に更新すべきである。

追加的な情報については、TRG メモ 1 を参照されたい。

要約: TRG は、上記の各項目に関して、FASB スタッフに概ね同意した。加えて、TRG および FASB スタッフは、トラブルド・デット・リストラクチャリング(TDR)が予想キャッシュ・フローに及ぼす影響は繰上返済ではなく信用に帰属することから、TDR は上記のような割引の問題(例えば、繰上返済)に含まれないことを明確化した。すなわち、TDR の実行後に強制される割引率として事業体が当初の契約 EIR を使用することを要求する現行の TDR ガイダンスは、変更されない。

トピック2 — ASC 325-40の下で会計処理される受益持分に係る、信用状態が悪化した購入金融資産のガイダンスの範囲

背景: ASU 2016-13 の下で、事業体は、購入または保持する受益持分のうち、(1)ASC 325-40 の範囲に含まれかつ(2)売却可能または満期保有に分類されるものについて、これが信用状態が悪化した購入金融資産(purchased financial asset with credit deterioration: PCD 資産)の定義⁵を満たすかまたはこれの契約キャッシュ・フローと予想キャッシュ・フローが大幅に異なる場合に、PCD 資産の測定と同じ方法でその減損引当金を測定すべきである。したがって、受益持分の保有者は、当初認識時に、予想信用損失の見積りと同額の減損引当金を計上し、当該引当金を購入価格に加算して、受益持分の当初の償却原価ベースを決定すると思われる。加えて、ASU 2016-13 は、信用以外の要因に帰属する予想キャッシュ・フローの変更を、事業体が当該資産の寿命にわたって受取利息に計上することを要求している。

上記の通り、事業体は、証券化取引における受益持分の契約キャッシュ・フローを決定することを要求されると思われる。しかし、特定の構造における受益持分には、容易に決定可能な契約キャッシュ・フローがないことがある(例えば、受益持分の保有者が証券化構造の残余キャッシュ・フローのみを受け取る場合)。さらに、「契約キャッシュ・フロー」という用語は ASU 2016-13 に定義されていない。ASU 2016-13 の文言は証券化資産の繰上返済またはデフォルトを想定しないキャッシュ・フローを意味していると解釈できるものの、関係者はこれが FASB の意図するところであるかどうかについて疑問を呈した。

TRG メモ 2 は、ASC 325-40 の受益持分に係る PCD 資産ガイダンスの範囲に関して関係者が提起した以下のような導入上の問題について議論している。

- ASC 325-40-30-1A(a)における「契約キャッシュ・フロー」とは何を意味するか？
- 繰上返済の予想をこの契約キャッシュ・フローに含めることはできるか？

⁵ ASU 2016-13は、PCD資産を、「取得した個別の金融資産(または取得した類似のリスク特性を持つ金融資産のグループ)のうち、取得者の評価による判定で、重要でないとはいえない信用の質の悪化が取得日の時点で組成以降生じているもの」と定義している。

要約:FASB は、これらの問題に関して、以下の2つの見解を分析した。

- **見解A** — ASC 325-40-30-1Aは契約キャッシュ・フローについて議論しているため、事業体は、繰上返済またはデフォルトは生じていないとみなすべきである。
- **見解B** — ASC 325-40-30-1Aは「契約キャッシュ・フロー」という用語を使用しているものの、予想される繰上返済の見積りが立てられているとみなすことが事業体にとって合理的であると思われる。契約キャッシュ・フローを決定するにあたり、事業体は、デフォルトは生じていないとみなすべきである。

ガイダンスの範囲について、FASBメンバーは、ASC 325-40-30-1A(a)が証券化における残余持分を捕捉することを主に意図していると認めた。TRGメンバーは、当該範囲が適切であることに同意すると共に、PCDモデルが適用される証券の種類を限定することを支持した。ただし、TRGメンバーは、見解Aの下では多くの受益持分にPCDモデルが適用されると思われることへの懸念を表明した。したがって、TRGメンバーは、PCD資産とみなされる受益持分が少なくなる（よって当初認識時に認識される信用損失引当金のグロスアップが小さくなる）と思われる見解Bを概ね支持した。しかし、TRGメンバーは、「契約キャッシュ・フロー」という用語の使用については慎重な姿勢を示した。TRGメンバーは、「契約キャッシュ・フロー」という用語を、見解Bを説明する文言に置き換えるよう、FASBに促した。

また、TRGメンバーは、ASC 325-40の受益持分モデルとASC 326のPCDモデルの相互作用に関する混乱から、事後会計処理に関連する懸念を表明した。

ASC 325-40(ASU 2016-13による改訂後)の下では、事業体は、PCD資産とみなされない受益持分から生じるすべての将来キャッシュ・インフローの時期および金額を、認識時の公正価値の決定に使用される仮定を用いて見積もらなければならない。これらの予想将来キャッシュ・フローが当初の投資を超過する額は、計上可能な利回りである。事業体は、実効金利法を使用して、かかる超過額を当該投資の寿命にわたり受取利息として認識する。

予想キャッシュ・フローの事後調整は、受取利息に影響を及ぼす利回りの調整として認識するか、または信用に関連するものの場合、信用損失引当金を用いて損益を通じて認識することができる。基本的に、予想キャッシュ・フローの累積的な不利な変更は引当金として認識され、予想キャッシュ・フローの累積的な有利な変更は将来に向かった利回りの調整として認識されると思われる。

ASC 326のPCD会計モデルの下では、事業体は、PCD資産の原価ベースを取得日時点の見積信用損失によってグロスアップし、対応する信用損失引当金を計上することを要求される。ASC 325-40の範囲に含まれるPCD資産について、予想キャッシュ・フローの累積的な不利な変更は、(通常のASC 325-40のモデル(ASU 2016-13による改訂後)と類似する方法で)信用損失引当金の増加として当期に認識されると思われる。しかし、予想キャッシュ・フローの有利な変更は、まず信用損失引当金の減少として(当期の損益において)認識され、信用損失引当金がゼロまで減額された場合にのみ、将来に向かった利回りの調整として認識されると思われる。FASBスタッフは、ASC 325-40の範囲に含まれるPCD資産に係る事後会計処理のいくつかの事例を作成するよう指示された。

トピック3 — ASC 310-30の下における購入時信用減損資産のプールに対する移行ガイダンスの適用

背景:ASC 326-10-65-1(d)は、事業体が「サブトピック 310-30 の下で会計処理される融資のプールの維持を採択時に選択」することを認めている。現行の GAAP の下で、事業体は、(1)同じ事業四半期に取得した類似のリスク特性を持つ購入時信用減損(purchased credit-impaired: PCI)資産をプールすること、および(2)当該プールにおける回収が予想されるキャッシュ・フローを複合金利を使用して見積もることを認められている。加えて、ASC 310-30-40-1(ASU 2016-13 により廃止)の下で、融資のプールは維持されなければならない、融資は限られた状況(例えば、融資の売却、融資の返済における資産の受取り、融資の償却等)でのみプールから除去することができる。さらに、ASC 310-30 の下で、プール内で会計処理される融資の TDR が行われた場合、事業体は引き続き当該プールに対して ASC 310-30 を適用し、個別の融資に対しては TDR 会計を適用しない。ASC 326-20-30-2(ASU 2016-13 により追加)の下で、事業体は、プール内の資産の特性を再評価し、類似の特性を持たなくなった資産を除去することを要求される。言い換えると、PCI 資産がプール内の他の資産と類似する特性を持たなくなった場合、当該 PCI 資産は除去され、類似のリスク特性の融資を持つ別のプールに含められるべきである。

TRGは、ASC 326-10-65-1(d)の下における選択が適用される融資のプールに係る適切な会計単位について討議した。現行のGAAPの下で、会計単位は当該プールに相当しており、これにより事業体は当該プールに対する複合金利の適用および当該プールに係るキャッシュ・フローの見積りを認められている。ASC 326-20-30-13(ASU 2016-13により追加)の下では、事業体は、あらゆる「信用状態が悪化した購入金融資産のプールの取得により生じた非信用割引または割増」を、それぞれの個別資産に配賦することを要求される。

移行ガイダンスはASC 310-30の下で会計処理される融資のプールの維持を事業体が選択することを認めているものの、ASU 2016-13は、当該プールに対するASC 310-30のガイダンスの適用を事業体が継続できる範囲を明確にしていない。

TRGメモ3は、ASC 310-30の範囲に含まれるPCI資産のプールに対する移行ガイダンスの適用に関して関係者が提起した以下のような導入上の問題について議論している。

- 「事業体はサブトピック310-30の下で会計処理される融資のプールの維持を採択時に選択できる」と述べたASC 326-10-65-1の下での移行において、FASBは事業体にどのようなレベルの救済措置を与えることを意図していたか？
- 当該選択は移行時にのみ認められるのか、それともその後の各期間においても適用できるのか？

要約: TRGメンバーは、ASC 310-30における移行ガイダンスを採択時に適用するか、または採択時およびその後の各期間に適用するかの方針選択を企業に認めることが、これらの関係者の疑問に答えるであろうと認めた。言い換えると、事業体は、ASC 310-30の下で会計処理される自身の既存のプールを、採択時にのみ維持するか、または採択後も継続的に維持するかの選択肢を持つと思われる。TRGメンバーは、プールを維持する方針選択およびASC 310-10における特定の要件の適用を、FASBが企業に認めることを支持した。TRGメモ3において、FASBは、この方針選択を行う企業に適用されるASC 310-10のガイダンスの概要を示している。

トピック4 — CECLモデルの下におけるTDRの会計処理

背景: 関係者は、ASC 326の下における金融資産の契約上の寿命にわたる予想信用損失の見積りに関連して、TDRの会計処理に関する疑問を提起している。ASC 326-20-30-6(ASU 2016-13により追加)は、その一部において、以下の通り述べている。

事業体は、借手との間におけるトラブド・デット・リストラクチャリングの実行を報告日の時点で合理的に予想している場合を除いて、予想される延長、更新、および変更について契約期間を延長してはならない。

このガイダンスを踏まえ、関係者は、当該見積りに関して考慮しなければならないTDRの性質（例えば、契約期間の延長、金利の譲歩等）、当該見積りに関してTDRを考慮すべき時期および方法、ならびに合理的に予想されるTDRをポートフォリオのレベルで考慮すべきかそれとも個別の金融資産のレベルで考慮すべきかに関する疑問を呈している。TRGメモ4は、「関係者の疑問の基礎となる主たる問題」は事業体が「すべての種類の合理的に予想される将来のTDRをポートフォリオのレベルで予測し、それらの合理的に予想されるTDRの影響を予想信用損失の計算に含める」べきかどうかであると示している。

TRGメモ4において、FASBスタッフは、TRGメンバーによる検討のため、以下の2つの見解を提供した。

- **見解A**—「事業体は、契約期間を延長しない合理的に予想されるTDR(例えば、金利の譲歩)の影響を信用損失の見積りに含めるべきである。また、事業体は、契約期間を延長する合理的に予想されるTDRをポートフォリオのレベルで予測し、それらの合理的に予想されるTDRの影響を予想信用損失の計算に含めるべきである」
- **見解B**—「事業体は、契約期間を延長しない合理的に予想されるTDR(例えば、金利の譲歩)の影響を信用損失の見積りに含めるべきである。事業体は、個別の金融資産のレベルでTDRが合理的に予想される(すなわち、TDRが予想される融資を具体的に識別できる)場合、信用損失を測定する期間を延長し、この合理的に予想されるTDRの影響を予想信用損失の計算に含めるべきである」

FASBスタッフは、資産の契約期間を延長するすべての合理的に予想されるTDRを事業体はポートフォリオのレベルで考慮すべきかそれとも個別の金融資産のレベルで考慮すべきかについてTRGメンバーに尋ねた。TRGメンバーは両方の見解について討議したが、どちらを推奨すべきかに関して一般的な合意に至らなかった。

FASBスタッフは、いずれの見解の下においても、事業体は「契約期間を延長しない合理的に予想されるTDR(例えば、金利の譲歩)の影響を信用損失の見積りに含める」べきであると考えている。TRGメンバーは、ASC 326-20-30-3が「さまざまな方法を使用」して予想信用損失を見積もることを財務諸表の作成者に認めており、DCF法の使用や、事業体の見積手法とDCF法の間の調整を要求していないことに注目した。TRGメンバーは、金利の譲歩を提供する合理的に予想されるTDRを事業体が予想信用損失の見積りに組み込むべきかどうか、および組み込むべきである場合にはどのように組み込むべきかについて疑問を呈した。TRGメンバーは、DCFモデルの下では事業体は金利の譲歩を明らかに考慮すると思われるが、その他の方法(担保依存法や損失率法等)の下では金利の譲歩の影響が予想信用損失の見積りにおいて捕捉されない可能性があることに注目した。FASBスタッフは、金利の譲歩を含むすべての「合理的に予想される」TDRが、当該見積りに組み込まれるべきであると考えている。

TRGメンバーは、事業体がDCFモデルを使用しない場合において、元本の免除を伴わないTDR(例えば、金利の譲歩)のコスト、もしくは便益(例えば、損失率の低下)、またはこれら両方を事業体の見積信用損失に含めるべきかどうかの明確化を求めた。一部のTRGメンバーは、損失率データは元本残高に関連する損失のみを現在の含み得るために、事業体はかかるデータにおいて金利の譲歩に関する情報を入手可能でないことがあるとの懸念を表明した。したがって、事業体がDCF法(利息が明らかに考慮されると思われる)を使用するかそれともその他の方法(利息が考慮されない可能性がある)を使用するかによって、予想信用損失の見積りは異なり得る。また、TDRの便益を考慮することが不適切である場合、事業体は、過去の損失データ(当該資産に係るすべての改善の取組み(あらゆる変更の便益を本質的に含む)後の最終的な損失が捕捉されていた可能性が高い)を調整することが必要となり得る。

要約: TRGは、ASC 326の下で事業体が信用損失を見積もるにあたり、合理的に予想されるTDRを適切に考慮する方法について合意に至らず、このトピックを将来の会合で討議する予定である。FASBスタッフは、TDRの会計処理と予想信用損失の会計処理の相互作用に関する追加的な分析を実施する予定である。

トピック5 — CECLモデルの下におけるクレジットカード債権の寿命 (life) の見積り

背景: CECLモデルの下における貸倒引当金は、測定日の時点で存在する金融資産の予想信用損失に係る経営者の最新の見積りであるべきである。事業体は、予想信用損失の見積りに使用する方法に関わりなく、金融資産の寿命にわたって回収(または回収不能)が予想されるすべての金額を注意深く考慮しなければならない。クレジットカード発行会社は、貸出の取決めの回転する性質を踏まえ、現在のところ、発生損失モデルの適用にあたっての手段として、金融資産(例えば、クレジットカード債権)の寿命を使用していない。債権の創出および返済のサイクルが継続的であることから、関係者は、クレジットカード発行会社が予想信用損失の見積りのためにクレジットカードのアカウント残高の寿命をどのように決定することになるかについて疑問を呈している。

CECLモデルの下における引当金は、「無条件に取消可能な融資コミットメント」の予想損失を含んでいてはならない。クレジットカード枠は無条件に取消可能であるため、将来の引出しに係る予想損失は、当該金額が引き出される前に認識されるべきではない。したがって、一部の関係者は、事業体は測定日の債権の返済期間をモデル化するにあたり、顧客による予想される支払いを、測定日時点の確定コミットメントにのみ充当すべきであると考えている。すなわち、事業体は、無条件に取消可能な将来の引出しの影響を考慮せずにクレジットカード債権の寿命を見積もることになる。

また、その他の関係者は、クレジットカード債権の寿命の見積りにおける、2009年クレジットカード説明義務・責任・開示法 (Credit Card Accountability Responsibility and Disclosure Act of 2009: CARD法) の関連性について疑問を呈している。とりわけ、CARD法は、クレジットカード保有者の残高のうち適用される金利の高い部分が金利の低い部分より先に一般に返済されるようなヒエラルキーに基づいてカード保有者の支払いを充当することを事業体に要求している。これらの関係者は、カード保有者の支払いを配分するというCARD法の要件が、将来の見積もられるクレジットカードの引出しの影響を、測定日時点におけるクレジットカード債権の寿命の見積りに含めることを事業体に黙示的に義務付けるかどうかについて疑問を呈している。

この関係者のフィードバックを踏まえ、FASBスタッフは、TRGメモ5において、測定日後に受け取ると予想される元本の支払いの充当を事業体がどのように考慮すべきかに関する以下の2つの見解について、自身の分析の概要を示した。

- **見解A** — 「クレジットカード債権残高の見積寿命を評価するにあたり、すべての予想される元本の支払い([略]課される金融費用および手数料の支払後)は、測定日の残高が先入先出(FIFO)法を使用して消滅するまで(または、支払いがない場合において、償却されるまで)、当該残高に充当されるべきである。[この方法は、本質的に]測定日の債権残高をあたかもクローズドエンド型融資のように[評価することにつながる]。CARD法は、[それぞれの年利に対するカード保有者のエクスポージャー]を決定する目的で、支払いの充当について引き続き指示を与えられと思われるが、これは測定日の残高関連に限られると思われる」
- **見解B** — 「クレジットカード債権残高の見積寿命を評価するにあたり、すべての予想される元本の支払い([略]課される金融費用および手数料の支払後)は、CARD法の支払いの配分ヒエラルキーが、(略)将来の引出し(ひいては将来の明細残高の構成)の影響を含む(略)カード保有者による経時的な支払いの充当に対して及ぼすと予想される影響を反映した方法で、測定日の残高および予測される将来の[引出し]に充当されるべきである」

FASBスタッフは、見解Aと見解Bの唯一の違いが、予想される支払いを充当するにあたって、予測される将来のカード保有者の引出しを事業体が考慮すべきかどうかについてであることに注目した。かかる引出しを除外する(見解A)か含める(見解B)かの選択は、測定日の残高の見積寿命に関する異なる結論をもたらす。

FASBスタッフは、関係者のフィードバックおよび金融機関との討議に基づいて、いずれの見解もCECLモデルの下で受入可能となり得ると考えている。すなわち、見解Aはクレジットカード債権残高の寿命の決定に係る合理的かつ単純なアプローチであると思われるのに対し、見解Bは同じ目標をはるかに詳細なレベルで達成するものであると思われる。結果として、FASBスタッフは、いずれかのアプローチが禁止されるとは考えていない。ただし、FASBスタッフは、以下のような考えから見解Aを選好している。

- FASBは、無条件に取消可能な金額に関する自身の決定により、企業が未確定の残高に関連する評価を行うことを予想していなかった。
- 信用損失の計算は、貸借対照表日現在のクレジットカード債権の測定である。
- FASBはCECLモデルが規模の調整可能となることを意図していたが、見解Bは、金融機関（特に組織および業務の規模が小さい金融機関）にとって多大な業務上の負担となる可能性がある。
- 見解Bは、潜在的に、貸借対照表日現在で認識されなかったクレジットカード債権に係る損失を事業体が計上することにつながる可能性がある。

追加的な情報については、TRGメモ5を参照されたい。

要約: 詳細な討議の上で、TRGは、見解Aも見解Bも選定しなかった。特に、TRGは、(TRGメモ5Aの付録Aの事例に示されている通り)測定日の残高に対する元本および利息の配分を決定するために測定日後の将来の引出しを予測することが見解Aの事例に含まれることから、見解Bと同様に見解Aも適用が困難であろうと指摘した。すなわち、見解Aにおいても見解Bにおいても将来の引出しの影響が(目的の違いに関わりなく)考慮されると思われ、したがって、いずれの見解も測定日時点におけるクレジットカード債権の寿命の見積りに関連して発生し得る導入上の課題を軽減しないと思われる。

FASBは、これらの問題に関する見解の策定を継続すると共に、測定日後の引出金額を除外することにより見解AのFIFOアプローチ案を修正する新たな見解を導入すべきかどうかを決定する予定である。

登録

デロイトのナショナル・オフィスが発行する TRG Snapshot およびその他の会計に関する出版物を希望される方は、以下のウェブサイトにご登録ください。

財務責任者のためのDbriefs

Dbriefsへぜひご参加ください。Dbriefsはデロイトのウェブキャスト・シリーズで、重要な問題を常に把握しておくために必要な実践戦略を提供するものです。「財務責任者」シリーズのウェブキャストを通じ、以下のテーマに関する貴重なアイデアや重要な情報にアクセスしてください。

- 事業戦略および税務
- 財務報告
- 税務会計と税務規定
- 会計検査官の視点
- 税務目的の財務報告
- 取引およびビジネス・イベント
- 企業価値の強化
- ガバナンス、リスクおよびコンプライアンス

DbriefsはCPEクレジット取得のための、身近にご利用いただける便利で柔軟な方法も提供します。今後のウェブキャストに関するお知らせをお受け取りいただくには、以下のウェブサイトにて、Dbriefsにご登録ください(<http://www.deloitte.com/us/dbriefs>)。

DARTとUS GAAP Plus

デロイトはご登録いただいた方々を対象に、会計や財務開示に関する資料のオンライン・ライブラリーへのアクセスを提供しています。Technical Library: The Deloitte Accounting Research Toolと呼ばれるこのライブラリーには、弊社の会計およびSECマニュアルならびにその他の会計およびSECの解釈指針のみならず、FASB、EITF、AICPA、PCAOB、IASB、SECの資料などが含まれています。

営業日ごとに更新されるTechnical Libraryは使いやすくデザインされており、ナビゲーションシステムは強力な検索機能を備えているため、いつでも、どのコンピューターからでも瞬時に情報を入手することを可能にします。Technical Library登録者には、ライブラリーへの最新の情報をハイライトした週報 *Technically Speaking* もお送りします。登録やオンライン上のデモンストレーションなどの詳細については、デロイトのウェブサイト www.deloitte.com/us/techlibrary をご覧ください。

さらに、US GAAP Plusにも忘れずにアクセスしてください。これは、米国GAAPに重点を置いた、会計に関するニュース、情報や出版物を取り上げるデロイトの新しい無料ウェブサイトです。このウェブサイトには、FASBの活動やFASB Accounting Standards Codification™ のアップデート、そして、PCAOB、AICPA、SEC、IASB、IFRS解釈指針委員会などのその他の米国と国際会計基準の設定主体や規制当局の進展に関する記事が掲載されています。今すぐチェックしてください！

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、税理士法人トーマツおよび DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,500 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 220,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または “Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2017. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.